解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

佐賀県神埼市神埼町的三九番地一

一般社団法人ＯＮＥＳＴＥＰ・いのちを学ぶ教室　代表清算人　鶴　有紀

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年一月八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

三重県桑名市大字増田五五二番地三

農事組合法人アグリ古野　清算人　水谷　俊吉

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

滋賀県近江八幡市竹町三二二番地

農事組合法人竹町農業生産組合　清算人　北川　誠次

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十八日南丹市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

京都府南丹市園部町小桜町四七番地（南丹市役所内）　八木駅西土地区画整理組合　代表清算人　八木　啓吾

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

広島県東広島市黒瀬町大多田八四二

農事組合法人おおただ　代表清算人　中野　恕

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

山梨県富士吉田市上吉田六六三番地

宗教法人富士嶽神社　清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号　青柳ビル三階

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月四日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

香川県高松市中新町一一番地八

医療法人晴明会　清算人　市川　理恵

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

福岡県大牟田市馬渡町三七番地七

グリーンタウン笹原管理組合法人　清算人　山田　隆二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

富山県高岡市三ケ一九六番地

宗教法人圓正寺　清算人　義基　正順

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

広島市中区舟入南二丁目一番一号

医療法人寿盛会　清算人　林原　久盛

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

熊本県山鹿市菊鹿町太田三〇二番地

西教寺　清算人　菊堂映理子